

事 案 の 公 示

事案の件名：一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休止に係る事業計画変更の事前届出書

近運自一公示第 1 6 号

令和 7 年 1 1 月 1 7 日

近 畿 運 輸 局

事案 番号	件名	届出事業者名	休止又は廃止しようとする路線 (起点・終点)	運 行 系 統	休止又は廃止の予定日	休止又は廃止を必要とする 理由
1	休止	京阪バス株式会社	起点 (1): 大阪府交野市天野が原 2 丁目地 先 (私部西 2 交差点) 終点 (2): 大阪府交野市私部西 5 丁目 9 9 8 番地先 (私部西 5 交差点) キロ程: 0. 4 0 km 起点 (3): 大阪府交野市私部西 5 丁目 9 9 8 番地先 (私部西 5 交差点) 終点 (4): 大阪府枚方市茄子作南町 2 7 3 ー 3 地先 (茄子作南交差点) キロ程: 0. 1 0 km 起点 (5): 大阪府枚方市茄子作南町 2 7 3 ー 3 地先 (茄子作南交差点) 終点 (6): 大阪府交野市南旭町星田 3 2 4 5 番地先 (大谷橋交差点) キロ程: 1. 9 0 km 起点 (7): 大阪府交野市南旭町星田 3 2 4 5 番地先 (大谷橋交差点) 終点 (8): 大阪府寝屋川市大字寝屋 1 2 4 0 番地の 2 地先 キロ程: 0. 2 0 km 起点 (9): 大阪府交野市南旭町星田 3 2 4 5 番地先 (大谷橋交差点) 終点 (10): 大阪府交野市星田 6 丁目 1 ー 3 0 地先 キロ程: 0. 1 0 km 起点 (11): 大阪府交野市星田 6 丁目 1 ー 3 0 地先 終点 (12): 大阪府寝屋川市大字打上 2 1 6 番地先 キロ程: 1. 5 0 km 起点 (13): 大阪府寝屋川市打上宮前町 2 8 6 番 4 先 (打上団地前交差 点) 終点 (14): 大阪府寝屋川市梅が丘二丁目 2 7 7 番 1 1 先 キロ程: 1. 5 0 km 起点 (15): 大阪府寝屋川市寝屋 1 0 6 7 番地先 (寝屋交差点) 終点 (16): 大阪府寝屋川市寝屋南二丁目 1 3 1 5 番 2 先 キロ程: 0. 8 0 km	交 5 0 1 2 【 1 5 】 (京阪香里園～高田 ～京阪交野市駅～星 田北五丁目～星田 駅) 交 5 1 3 3 【 4 1 B 】 (寝屋川市駅 (東口) ～秦公民館前～ビバ モール寝屋川 B C ～ 星田駅～寝屋川公園 駅～梅が丘) 交 5 1 3 4 【 4 1 B 】 (寝屋川市駅 (東口) ～秦公民館前～ビバ モール寝屋川 B C ～ 星田駅～寝屋川公園 駅) 交 5 1 4 1 【 4 0 】 (寝屋川団地～星田 駅) 交 7 4 4 3 【 4 7 B 】 (寝屋川市駅 (東口) ～観音橋～ビバモー ル寝屋川 B C ～星田 駅～寝屋川公園駅) 交 7 4 4 5 【 4 7 B 】 (三井秦団地～ビバ モール寝屋川 B C ～ 星田駅～寝屋川公園 駅) 交 7 6 8 2 【 3 4 】 (寝屋川市駅 (東口) ～初町～高宮口～高 倉～寝屋川公園駅)	2 0 2 6 年 3 月 2 9 日 (休止期間: 2 0 2 6 年 3 月 2 9 日～2 0 2 7 年 3 月 2 8 日)	廃止を予定する運行系統について は、長期にわたり運転士が不足してお り、2 0 2 4 年 4 月の時間外労働規制 に対応するため、路線の廃止、再編を 含むダイヤ改正を実施しているが、い まだ運転士の不足は解消されておら ず、深刻な運転士不足の状況を勘案し て、路線を休止する運びとなった。

			起点（１７）：大阪府寝屋川市楠根南町地先 （楠根南交差点） 終点（１８）：大阪府寝屋川市高宮地先（讃 良川交差点） キロ程：０．３２km 起点（１９）：大阪府寝屋川市高宮地先（讃 良川交差点） 終点（２０）：大阪府寝屋川市高宮一丁目地 先 キロ程：０．２０km 起点（２１）：大阪府寝屋川市高宮地先 終点（２２）：大阪府寝屋川市国守町６７１ －３地先 キロ程：０．６８km 起点（２３）：大阪府寝屋川市明和一丁目１ ２７９番１先（明和西交差点） 終点（２４）：大阪府寝屋川市明和二丁目９ ８０番１先（明和交差点） キロ程：０．２４km			
2	休止	京阪バス株式 会社	起点（１）：大阪府守口市竜田通一丁目２０ 番地先（八島交差点） 終点（２）：大阪府守口市大日東町１１７番 地先（大日交差点） キロ程：１．６０km 起点（３）：大阪府守口市西郷通二丁目２７ 番地先（西郷通） 終点（４）：大阪府守口市菊水通二丁目１２ 番地先（菊水通２交差点） キロ程：０．６０km 起点（５）：大阪府守口市菊水通二丁目１２ 番地先（菊水通２交差点） 終点（６）：大阪府門真市松生町２８９番地 の１地先（松生町交差点） キロ程：０．５０km 起点（７）：大阪府門真市松生町２８９番地 の１地先（松生町交差点） 終点（８）：大阪府門真市宮前町２０番地先 （宮前町交差点） キロ程：３．００km 起点（９）：大阪府守口市南寺方東通六丁目 １３８番地先 終点（１０）：大阪府大阪市鶴見区緑地公園 １番地先（鶴見緑地） キロ程：１．３０km	寝７１１１【４】 （京阪守口市駅～パ ナソニック前～地下 鉄大日南口～金田～ 仁和寺～保健福祉セ ンター前～寝屋川市 駅（西口）） 寝７１２０【４】 （京阪守口市駅～パ ナソニック前～大日 駅～金田～仁和寺～ 保健福祉センター前 ～寝屋川市駅（西 口）） 寝７１２１【４】 （京阪守口市駅～パ ナソニック前～地下 鉄大日南口～佐太二 番～金田～仁和寺～ 保健福祉センター前 ～寝屋川市駅（西 口）） 寝８１１１【１９】 （京阪守口市駅～大 枝南町～西郷通南～ 東郷通～鶴見緑地） 寝８１１３【１９】 （京阪守口市駅～大 枝南町～西郷通南～ 東郷通）	２０２６年３月２９日 （休止期間：２０２６ 年３月２９日～２０２ ７年３月２８日）	廃止を予定する運行系統について は、長期にわたり運転士が不足してお り、２０２４年４月の時間外労働規制 に対応するため、路線の廃止、再編を 含むダイヤ改正を実施しているが、い まだ運転士の不足は解消されておら ず、深刻な運転士不足の状況を勘案し て、路線を休止する運びとなった。

				飯盛霊園線 2 (京阪守口市駅～大 枝南町～東光町～一 番～巢本～蔀屋～四 條畷市役所～飯盛霊 園)		
--	--	--	--	---	--	--

【意見の聴取申請に関する事項】

本事案に関して、道路運送法第 15 条の 2 第 2 項の規定による意見の聴取を行いますので、本事案に利害関係を有し、意見の聴取を受けようとする者は、この公示の日から 10 日以内に、次の①～④の事項を記載した意見聴取申請書を近畿運輸局自動車交通部旅客第一課又は管轄運輸支局輸送（輸送・監査、企画輸送・監査）部門まで提出して下さい。（郵送による場合には、期限当日の消印のあるものは有効とします。）

- ① 意見の聴取を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ② 事案の件名及び事案番号
- ③ 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- ④ 意見聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

意見聴取の日時及び場所については、利害関係を有すると認められた方に対して、実施予定日の 10 日前までに通知いたします。

【参 考】

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休廃止については、道路運送法第 15 条の 2 第 1 項の規定により、実施予定日の 6 ヶ月前までに届け出ることによって実施可能となっています。この意見の聴取は、本事案に係る休廃止を行った場合における旅客利便の確保についての意見を聴取し、同条の第 3 項及び第 4 項に基づく休廃止の実施日の繰り上げが可能かどうかを判断するために行うものです。

意見聴取において届出を行った事業者が繰り上げを希望し、かつ、他の利害関係人から特段の意見のなかった場合などにおいて、旅客の利便を阻害しないと認められるときには、繰り上げを行うことがあります。